

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の公開について（改正案）

1. 無記名の議事要旨については、原則として会議の翌々日までに作成し、公開する。
2. 無記名の議事録については、各委員の了解の下、発言者名を記載の上、原則として会議終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
3. 配布資料は、原則として公開する。
4. 傍聴については、小委員会の運営に支障を来さない範囲において、原則として認める。
5. 小委員会開催日程については、事前に周知するものとする。
6. 個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開とするかどうかについては、委員長に一任する。